

市立東大阪医療センター歯科臨床研修プログラムの概要

1 プログラムの名称

市立東大阪医療センター(管理型)歯科臨床研修プログラム

2 プログラムのねらいと特徴

歯科医師臨床研修のねらい

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全体的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自ら行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度、習慣を身に付ける。
- 7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

本プログラムの特徴

- 1 豊富な症例と充実した指導体制の下、将来的に歯科医学のあらゆる分野の診療に対応できる能力を持った歯科医師を養成することを目的とした研修を提供する。
- 2 総合病院の一診療科である歯科、歯科口腔外科が担う病院での役割、医科診療科との連携、先進的な医療を研修させる。
- 3 総合病院の特色を活かし、癌の集学的治療、救急医療、集中治療、麻酔管理など高度で先進的な医療を研修させる。
- 4 地域の中核総合病院として開業医院と病院歯科の診療連携を通して地域社会での役割を理解させる。
- 5 協力型施設と連携して、地域医療包括ケアシステム等について研修を行う。

3 プログラムの責任者及び指導医

①プログラムの責任者

歯科部長 渥美 友佳子

②指導歯科医リスト

副院長・歯科口腔外科部長 千足 浩久
歯科口腔外科副部長 清水 弦
協力型2施設 小川 清二(小川歯科医院院長、東大阪市東歯科医師会会長)
連絡先: 東大阪市鷹殿町1-33
電話: 072-987-1127
協力型2施設 利森 仁(大阪市旭区歯科医師会、としもりデンタルクリニック理事長)
連絡先: 大阪市旭区干林1-11-3
電話: 06-6957-6060

4 プログラムの管理運営体制

臨床研修管理委員会を随時開催しプログラムの充実、その円滑な運営、研修医の採用、処遇等について検討する。また、研修医から研修内容や指導体制について建設的な要望があればこれを積極的に取り上げプログラムの更なる充実、改善に努める。

5 施設の概要

①病床数

520床(うち歯科病床数 12床)

②標榜診療科:36科

内科、腎臓内科、内分泌代謝内科、免疫内科、総合診療科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、呼吸器内科、皮膚科、小児科、精神科、外科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、小児外科、臨床腫瘍科、泌尿器科、脳神経外科、整形外科、形成外科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、緩和ケア内科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科、歯科口腔外科

③患者数(令和7年度実績)

- ・年間入院延患者数: 150,653人(うち歯科、歯科口腔外科入院延患者数2,734人)
- ・年間外来延患者数: 215,119人(うち歯科、歯科口腔外科外来延患者数 16,222人)

④歯科医師数

常勤歯科医師: 4名(うち指導歯科医数 3名)
協力型施設歯科医師: 2名(うち指導歯科医数 2名)

6 定員

2名

7 募集及び採用の方法

募集時期: 令和8年7月頃～ 選考時期: 令和8年8月頃～

選考は、面接と書類審査の総合点により合格者を決定。※マッチング協議会の結果にて最終決定。

8 歯科研修医の処遇

非常勤職員

勤務時間: 8時30分～17時00分(うち休憩45分)※宿日直勤務なし

休日: 土曜日・日曜日・祝日および年末年始(12月29日～1月3日)

休暇: 年次有給休暇・WLB促進休暇・特別休暇(結婚・忌引き等)有

給与: 年収約600万円 ※給料・初任給調整手当・時間外勤務手当・通勤手当・住居手当・賞与を含む

社会保険: 共済保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

医師賠償責任保険: 加入有 ※個人は任意加入

健康診断: 年2回

宿舍: 有 ※病院敷地内

学会への参加: 可 ※費用支給有(規程に準じて支給)

9 カリキュラム

①期間割

研修期間は1年とし、歯科、歯科口腔外科において研修を行う。

②研修内容

歯科、歯科口腔外科の基本的診察法、検査法、一般歯科基本的治療法、歯科口腔外科治療法を経験し、歯科、歯科口腔外科の基本的な診断、治療の流れを理解、実践できることを目的とし次の各項目を研修の到達目標において習得していく。

- 1 歯科医師として好ましい態度、習慣を身につけ、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技術を身につける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置を、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科治療時の全身的偶発事故に適切に対応する。
- 6 自らが行った処置の経過を観察、評価し、診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- 7 専門的知識や高度先進的医療歯科医に目を向け、障害研修の意欲への動機付けをする。
- 8 歯科医師の社会的役割を認識し、実践する。

③到達目標

1. 歯科医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任をはたしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともにQOLに配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

2. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的問題を認識し、適切に行動する。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ、安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人の役割を理解し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

3. 基本的診察業務

1. 基本的診察能力等

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - 歯の硬組織疾患
 - 歯髄疾患
 - 歯周病
 - 口腔外科疾患
 - 歯質と歯の欠損
 - 口腔機能の発達不全
 - 口腔機能の低下
- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書(診療録、処方せん、歯科技工指示書等)を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3) 患者管理

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。(必須)
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。(必須)
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④ 歯科治療時の主な併発症や偶発症に応じた基本的な対応法を実践する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 障害を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
- ⑤ 癌患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑦ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3) 地域保健

- ① 地域の保健・複視の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。

(4) 歯科医療提供に関する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

④ 評価に関する事項

修了判定を行う項目・基準

1. 修了判定を行う項目：症例数・レポート
2. 修了判定を行う基準：指導歯科医が目標到達レベルと評価し、必要症例数を達成していること